

第五十六回国会 衆議院 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第十号

平成十五年五月十四日(水曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君

理事 木村 太郎君

理事 中谷 元君

理事 前原 誠司君

理事 田端 正広君

理事 浅野 勝人君

理事 岩屋 毅君

理事 奥山 茂彦君

理事 金子 一義君

理事 菅 義偉君

理事 中山 正暉君

理事 萩山 教嚴君

理事 原田 義昭君

理事 森岡 正宏君

理事 山本 明彦君

理事 吉野 正芳君

理事 大島 敦君

理事 大島 章宏君

理事 玄葉光一郎君

理事 末松 義規君

理事 筒井 信隆君

理事 平岡 秀夫君

理事 上田 勇君

理事 樋高 剛君

理事 木島日出夫君

理事 重野 安正君

理事 宇田川芳雄君

議員 平岡 秀夫君

議員 前原 誠司君

議員 小泉純一郎君

議員 片山虎之助君

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣 川口 順子君

(内閣官房長官) 福田 康夫君

(防衛庁長官) 石破 茂君

(防衛庁副長官) 安倍 晋三君

内閣官房副長官 赤城 徳彦君

防衛庁副長官 土屋 品子君

外務大臣政務官 芦刈 勝治君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 石井 隆一君

政府参考人 (消防庁長官) 小倉 敏正君

衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長

委員の異動

五月十四日

辞任 近藤 基彦君

菅 義偉君

大島 敦君

川端 達夫君

同日

辞任 梶山 弘志君

金子 恭之君

鈴木 康夫君

中村 哲治君

同日

辞任 近藤 基彦君

菅 義偉君

大島 敦君

川端 達夫君

同日

辞任 梶山 弘志君

金子 恭之君

鈴木 康夫君

中村 哲治君

同日

辞任 近藤 基彦君

菅 義偉君

大島 敦君

同日

本日

の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第百五十四回国会開法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会開法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会開法第八九号)

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出、衆議院第一四号)

非常事態対処基本法案(二川保夫君外一名提出、衆議院第一五号)

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案(前原誠司君外三名提出、衆議院第一八号)

鳩山委員長 これより会議を開きます。

第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出の三法案に対する久間章生君外五名提出の各修正案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する前原誠司君外一名提出の修正案並びに一川保夫君外一名提出、安全保障基本法案、非常事態対処基本法案及び前原誠司君外三名提出、緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

去る四月三日、久間章生君外五名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

次に、去る四月三十日前原誠司君外一名から提出されました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

にくいという指摘がなされたところであり、このような指摘を踏まえ、修正案では、現在の武力攻撃事態から、いわゆる予測を切り離して事態を二分し、それぞれの事態について、対処の基本理念を明らかにするとともに、対処基本方針に記載すべき重要事項を列記することとし、また、武力攻撃のおそれと予測の定義をそれぞれわかりやすいものにするところとしたところである。

修正の第二点は、武力攻撃事態への対処における基本的人権の保障についてであり、基本的人権の保障については、現在の法律案第三条において、武力攻撃事態への対処に関する基本理念の一つとして規定していますが、その考え方をより具体的に規定すべきという指摘がなされていたことを踏まえ、日本国憲法第十四条等の規定は最大限尊重されなければならない旨の規定を盛り込んだところであり、国民への情報提供については、修正の第三点は、国民への情報提供についてであり、

武力攻撃事態において、政府が国民に対して適切な情報提供を行うことは極めて重要であることから、武力攻撃事態への対処に関する基本理念の一つとして、現在の法律案第三条に、武力攻撃事態における政府による適時適切な国民への情報提供に関する規定を盛り込んでおります。

修正の第四点は、武力攻撃事態の認定について、現在の法律案第九条では、内閣が閣議決定を行い、国会に承認を求める対処基本方針に定める事項として、武力攻撃事態の認定、武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針及び対処措置に関する重要事項を定めることとしております。

これに関して、事態の認定に当たっては、その認定の前提となった事実を記載すべきという指摘がなされたことを踏まえ、武力攻撃事態の認定に加え、当該認定の前提となった事実を対処基本方針に定める内容としたところであり、修正の第五点は、国会の議決による対処措置の終了についてであります。

現在の法律案では、対処措置の終了については、政府の責任において行うとの趣旨から、国会の関与は規定されていませんでしたが、対処措置の終了について国会の関与を強めるべきという指摘がなされたことを踏まえ、法律案第九条において、内閣総理大臣が対処基本方針の廃止につき閣議の決定を求める場合として、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を加えたところであり、

修正の第六点は、事態対処法制の整備と、法律案の施行期日に関するものであります。現在の法律案第二十二条では、事態対処法制の整備は法律施行後二年以内を目標として行うこととされていたものを、速やかに行う旨の規定に改めたところであり、また、これに関連して、武力攻撃事態対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等を規定する法律案第十四条、第十五条及び第十六条について、別に法律で定める日から施行することとしたものであります。

修正の第七点は、国民の保護のための法制の整備に関連するものであります。修正案では、国民の保護のための法制に関し、広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部を設置する等の規定を盛り込んだところであり、

修正の第八点は、武力攻撃事態以外の緊急事態対処のための措置に関連するものであります。政府は、武力攻撃事態のみならず、武装不審船事案、テロなどの事案を含めて、国家の緊急事態にすぎ間なく対処することとしていますが、現在の法律案では、武装不審船事案やテロなどの新たな脅威に対する政府の対応が具体的に明確でないという指摘がなされたところであり、

このように指摘を踏まえ、法律案第二十四条を次のように修正することとしました。すなわち、第一に、武装不審船事案や大規模テロなどの新たな脅威への対処に取り組む旨を明示

してあります。第二に、これらの事態に対処するために必要な施策の内容として、情報の集約・分析、評価のための態勢の充実等を明示しています。第三に、これらの事態への対処という課題の緊要性にかんがみ、速やかに必要な施策を講ずべき旨を明示しています。

修正の第九点は、緊急事態への対応に関する組織についてであり、緊急事態への対応についての指摘を踏まえ、附則に、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方について検討を行う旨の規定を盛り込んだところであり、

以上が、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○鳩山委員長 これより各案及び各修正案を一括して質疑を行います。この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官声川勝治君及び消防庁長官石井隆一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鳩山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。○玄葉委員 民主党の玄葉光一郎です。昨年、この委員会の初日に、私は質問に立たせていただきました。そのときに、冒頭申し上げたのは、緊急事態に関する法整備は必要だ、ただ問題

は、政府案のできればえだ、こういうことをあのときに申し上げたわけであり、政府案を見ますと、例えば基本的人権に関する規定が十分でなかったり、あるいは民主的統制に関する規定が十分でなかったり、さまざまな問題点があったわけであり、同時に、質疑、審議の中でもそういうことが浮き彫りになってきたわけであり、

そこで、今回、私たちが民主党としては、具体的に法案という形で示したいと思っております。今回、与党三党と民主党が修正案で合意をしたというところは、私は率直に言っておきたいと思っております。今回の修正案は、百点満点では私はないと思う。ただ、八十点ぐらいの合格点をつけることができるんじゃないかというふうに思っています。

うれしいというふうに申し上げたのは、ここにもいらつしゃいますけれども、昨年、伊藤英成委員と一緒に理事をさせていただいた立場もあり、また同時に、実は、今思えば、今の民主党ができる前の古い民主党のときに、私は当時、与党を三年経験した後、野党になったんですね、旧民主党で外務の部会長を私が担当させていただくことになりました。ここにいらつしゃる前原委員が安保の部会長という立場でありました。そのときに、我々は、これから安全保障という国の根幹にかかわる議論、これを神学論争に終わらせないで戦略論争にしていこう。国の中で安全保障の根幹について大きく対立するということは、日本の利益を考えたときによくないだろうというのを思いながら、実は我々活動してきたわけであり、そういう意味で、私は一定の感慨があるということを申し上げたわけであり、

今回、民主党の主張をかかなりの部分受け入れていただいたというふうに思っていますけれども、総理としては、これまでの修正案がで上がる一連の経緯、あるいは今回の修正案に対してどのような考えを持っておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 私は、かねてより、国家の

問題、政府案のできればえだ、こういうことをあのときに申し上げたわけであり、政府案を見ますと、例えば基本的人権に関する規定が十分でなかったり、あるいは民主的統制に関する規定が十分でなかったり、さまざまな問題点があったわけであり、同時に、質疑、審議の中でもそういうことが浮き彫りになってきたわけであり、

基本的な問題、いわゆる安全保障に関する問題と  
か外交政策に関する問題、この点につきましては、  
与党でも野党でも、ある程度共通の意識を持った  
方が望ましいという立場に立っております。だ  
からこそ、昨年、この有事関連法案を提出した際  
にも、できれば、できるだけ多くの政党から賛成  
を得ることができるよう状況で成立させてはし  
たい、与党の皆さんにもそのような要請をしてい  
たわけでございます。

そのような経過を経て、この一年間、真剣な論  
議が積み重ねられてまいりました。そして、昨日、  
与党三党、そして民主党、首脳初め幹部の皆さ  
んと協議をした結果、合意を見たということは、  
今までの与野党対決の法案と言われていたこの有  
事関連法案を見た場合、画期的なことではないか。

特に、安全保障の問題につきましては、過去の  
経緯を見ましても、日本の防衛、安全をどのよう  
に確保するかという問題については、常に与野党  
激しい対決の形が当たり前ではないかと見られて  
いた状況の中で、現在の国際情勢を考えながら、  
まず日本の国民の安全、国家の平和と独立をどの  
ように図っていくかという点については、やはり  
対決ばかりではいかぬ、共有の認識を持つては  
ないかという雰囲気の中で、このような合意がな  
されたということは望ましいものだと思っております。

今後、私は、どの政党が政権をとろうとも、国  
家の安全保障を図るといふ場においては、党利党  
略よりも、国家の利益をどのようにつけていくか  
国民の安全をどのよう確保すべきかという  
観点から論じるという点において、野党であり  
ながら民主党としても、真剣にこの問題について  
是々非々で臨もうという態度を示されて、お互い  
譲るべきは譲ろう、取り入れるべきは取り入れよ  
うという形で進展を見て、今日の経過に至ったと  
いうことに対しては、敬意を表したいと思いま  
す。

関係者の中で、連日連夜にわたりまして熱心な  
協議が行われた。そういう中で、このような形で

お互い歩み寄りできた。そして、安全保障の問  
題につきましても、今後共通の土俵の立場に立っ  
て議論ができる場が確保されたという意味におい  
て、大きな前進ではないかと思ひまして、努力さ  
れた方々、与野党の皆さんに対しまして、敬意を  
表したいと思ひます。

○玄葉委員 この委員会でもよく例として出され  
ましたけれども、ドイツなどは、ドイツ基本法あ  
るいは非常事態法をつくる際には、超党派合意  
ということでもございました。今、総理がおっしゃ  
いましてけれども、まさに、どちらが与党であつ  
ても野党であつてもということじゃないかといふ  
ふうにおもいます。

後ほど法律については質問をさせていただきます  
ですが、その前に、一つ、今回の緊急事態に係る法  
制が、国民の理解という意味で、私は広がって  
いた側面があると思ふんですね。その背景の一つは、  
一つではありますけれども、やはり北朝鮮情勢と  
いうのは否めないのではないかというふうにおも  
いますので、北朝鮮の問題に対する日本の政府の取  
り組みについて、一言議論したいというふうにお  
もいます。

まず、日本の政府の北朝鮮問題に対する対処方  
針、基本的な考え方というものを伺いたいと思ひ  
ます。

○川口国務大臣 総理が、昨年九月、ピョンヤン  
に行かれて、日朝平壤宣言を署名なさいました。  
我が国としては、日朝平壤宣言に従ひまして、交  
渉によって核問題を含む安保問題、そして拉致問  
題、そういった日朝間の諸懸案を包括的に解決を  
しまして、北東アジア、この地域の平和と安全に  
資する形で日朝国交正常化を実現していくといふ  
のが基本的な方針でございます。これに変わりは  
ございません。

そして、このことが北朝鮮の利益になるのだと  
いうことを北朝鮮側に理解をさせるといふことが  
重要であると考えております。

具体的に進め方としましては、今後、二国間、  
あるいは近隣の韓国、中国、ロシア、そしてもち

ろん米国といった国々との連携をとりながら、ま  
た国際機関といったところとも協力をしながら外  
交努力をしていくということによりまして、北朝  
鮮が国際社会の責任ある国として行動をするよう  
にやっけていきたい、働きかけていきたいと思ひ  
ます。

○玄葉委員 確認の意味を込めてお聞きをしたい  
んですけれども、日本の政府としては、この北朝  
鮮問題のゴールの設定といふますか、望むべきシ  
ナリオというものをどういふふうを描いて外交を  
積み重ねておられるのかということでもあります。  
例えば、例えばですけれども、南アフリカのよ  
うに北朝鮮が核を廃棄して、拉致の問題も解決を  
されて、中国なんかを参考にして改革・開放に進  
んでいく、そういう北朝鮮になつてもらうことを  
望むべきシナリオとして、外交交渉として進めて  
いるのか。あるいは、例えばかつての東ドイツの  
ように、いわば、こういう言い方が適当かどうか  
わかりませんが、自然崩壊していくような  
形、そして、朝鮮半島でいえば韓国に吸収され  
ていくような姿、そこには体制の転換というのがあ  
るわけですね。

前者なんかは、今の体制を是とするかどうかは  
ともかくとして、今の体制のままの政策転換を基  
本的に考えているということだと思ひますけれど  
も、後者はそうじゃないですね。今の体制は壊  
れるわけですね。まさか、恐らく、軍事オブシ  
ョンといふますか、軍事力行使によってハードク  
ラッシュといふますか、北朝鮮を崩壊させるんだ、  
こういう路線もオブションとしてあるのかどうか  
わかりませんが、どういふゴールの設定を  
されているのかなということなんです、総理、  
いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 まず、ただいま外務大臣が  
話されたように、昨年、北朝鮮と日本との間、あ  
るいは金正日氏と私との間で交わされました日朝  
平壤宣言、これにのつとって日本と北朝鮮の国交  
正常化に向けた努力を行うということでありま  
す。その際、今玄葉議員御指摘の、現体制を壊さ

ないとだめなのかという議論と、現体制のまま  
関係正常化を望むのかという議論は、今までたび  
たびいろいろな場面で議論されてきたところであ  
ります。

日本としては、現体制が一日も早く国際社会の  
責任ある一員になつてもらいたい、そういう前提  
で交渉を進めております。これは、拉致の問題、  
核の問題、過去、現在、将来の問題、これを包括  
的に、総合的に解決して初めて日朝国交正常化は  
成るんだという、これが日朝平壤宣言であります  
ので、その方向でこれからの話し合いを進めてい  
きたい。

だからこそ、イラクに対する対応と北朝鮮に対  
する対応は違うんだということを、私は各国首脳  
にも話しているところでございます。この問題に  
つきましても、アメリカのブッシュ大統領を初め  
各国とも理解をし、支持を表明しております。

今後とも、私は、一日も早く現在の北朝鮮の指  
導者が国際社会から孤立せずに、日朝平壤宣言に  
のつとって多くの懸念を払拭する、そして、友好  
関係を各国と保持することが北朝鮮にとつて最も  
利益になるんだということを粘り強く、日本のみ  
ならず関係諸国とともに働きかけていくことが重  
要だと思っております。

○玄葉委員 このゴールの設定で、私、いろいろ  
それこそ手法が変わってくると思うので、あえて  
確認の意味で、そうだろうというふうには思ひま  
したけれども聞いたんです。

ただ、考え方によつては、いや、あくまで自然  
崩壊を考えていた方がコストが安くて済むんだと  
いう考え方だつて現実にあるのはあるわけであ  
り、一つの有力なオブションとなり得るわけであ  
ります。そのためには逆に正常化を急がない方が  
いいという人だつています。まさに、さつき  
戦略論争と言ひましたけれども、そこで考え方が  
変わってくるわけです。

そこで、私、まだ少しわからないのは、先ほど  
外務大臣が平壤宣言ということを言ひましたけれ  
ども、平壤宣言ということをいつも総理もおつ



いって、対話を通ずる問題解決につながりやすいかという発想であるかと思えます。

ただ、先ほど申しましたように、経済制裁については、今国際社会のどの国も、経済制裁ということについては議論をしている国はないわけでございまして、今後、事態の推移を見ながら、国際社会の関係国と緊密に連携をとりながら対応をしていくというふうにございます。将来どのようにな形になるかということについては今の時点で予測をするという事は難しいかと思えます。

○玄葉委員 個人の意見は、私は、姿勢を示すということとは将来オプシオンとしてあつていいんだらうと。もちろん、北朝鮮が制裁は戦争とみなすというふうには言っています。これはおどしおどしかかわりません。だれもわからないと思えますが、だから慎重は要するんですけれども、私は、いろいろな段階があるんだらうということをよく踏まえて対応した方がいいんじゃないかと。総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 経済制裁という問題については今外務大臣が答弁したとおりであります。過去のいろいろな不審な行動につきましては、厳正に対応しなきゃいけないと思っております。また現在も、そのような法に触れるような問題があるかないかということにつきまして、注意深く配慮しながら、安全確保の面におきましても、日本としては、より一層必要な対策を打っていかなくちゃならないという姿勢をより鮮明に出しておりますので、これが私は必ずしも経済制裁かという点、今の時点では、必ずしも経済制裁が適切だとは思っておりませんし、こういう点につきまして韓国とアメリカと緊密に協議を行っておりますので、有効な手だては何か、北朝鮮に対して働きかけていく際に有効な手だては何かという観点から、私は、十分に日本の政府としても検討する必要があるかと考えております。

○玄葉委員 総務大臣、どうぞ、時間がなくなりそうなのでお帰りになつていただいでいいです。——では、時間までってください。何か、十

分から二十分の間に質問してくれということでありましたので。

それでは、時間がなくなりますので法案の質疑に入りませうけれども、昨年のこの初日に、私、内閣の情報体制について問うた記憶がございます。私は、危機管理というのは八割はある意味で情報で決まるんじゃないかというふうにございます。つまり情報の収集、分析、活用、伝達、こういうことが十分なされない、危機管理、対応できないだらうというふうにございます。総理は強化していくということ、去年のこの時期でありましたけれども、お答えになりましたけれども、この一年でどう強化されたんですか。

○福田内閣総理大臣 御指摘のとおり、情報というものは極めて大事である、こう思っています。したがって、内閣の情報収集、分析、伝達の体制につきましては、その責任部署であります内閣情報調査室の体制強化を図つてまいりました。

また、情報を担当する各機関、これは政府の機関でございます。例えば防衛庁とか外務省とか、そういうところの情報を内閣のもとで相互に連携を保つようにするという点について大変意を用いてまいりました。

そういうような情報を収集、分析いたしました、内閣情報会議または合同情報会議におきまして総合的な評価、分析を行つて、重要なものについてはその結果を直ちに官邸に報告する、そういうような体制をとつております。

また、本年三月には、外交防衛等の安全保障及び大規模災害への対応などの危機管理のために必要な情報を収集することを主な目的とした、我が国が自主運用する情報収集衛星二機を打ち上げる、こういうこともございました。この衛星によりまして、一般論として申し上げれば、例えば、弾道ミサイル基地とか艦艇、航空機等の状況とか地震などの災害、また海外における邦人保護に必要な情報、そういうようなことについても情報入手が可能になるというようなことございます。

そんなことで、いろいろな面において情報収集、分析、そしてまたその活用というものは考えておるところでございます。

○玄葉委員 私は、正直まだまだ十分じゃないと思つています。こういう内閣の情報体制をしっかりとさせるためにも、実は民主党は、危機管理庁というものをつくつていこうではないか、これはもちろん一つの理由ではありますけれども、提案をしていくわけでありまして。

率直に言つて、日本の危機管理の大問題点の一つは、結局、危機管理を統括するかどうか総括する省庁がないということではないだらうかというふうにございますけれども、民主党の提案者といひますか、修正案提出者の民主党の委員にお聞きをしたいと思いますけれども、この危機管理庁を何ゆえそれほど重要視したのかということをお聞きしたいと思ひます。

○渡辺(国)委員 今の御質問にお答えしますけれども、危機管理庁がそもそもなぜ必要か。

とにかく、とりわけ大規模自然災害等は過去何回もございました。その中で指摘をされるのが初動対応のおくれ、あるいは機動性に欠ける、あるいはいよいよゆる各省庁ごとの縦割りの弊害、それによつて相互連絡の不都合や機能が重複しているということが指摘をされました。それゆえに、民主党の提出の基本法案の中では危機管理庁の創設を訴えてきたわけでございますし、また、アメリカのFEMAが九・一一テロの際もどのような形で事態の収束に対応できたかということをお聞きがみながら、この危機管理庁の創設というのは必要だらうかと考えております。

また、危機管理庁、新しい役所をつくることによつて行政改革に逆行するのではないかとというような御指摘もあるわけでございますけれども、先般のこの委員会での参考人質疑でも、既存の省庁あるいは現行の予算の中で、その役割ごとに一つの能力を集結する、機能を集結することによつて行政改革につながるのではないかとというような強い参考人の意見もございました。その点につき

まして、危機管理庁の設置ということは一つの概念として設けております。

ただ、今回の修正案におきましては危機管理庁とは触れておりませんが、今般の交渉の中におきまして、「政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対応に資する組織の在り方について検討を行う」ということが合意され、法律の附則に規定されることとなりました。また、昨日の民主党代表と小泉総理大臣の党首会談の中でも、その精神を尊重するというような意見があつたと伺つておりますので、この我々の考え方は反映されるものだらう、そのように確信をしております。

○玄葉委員 委員会でも説明があつたんですけれども、官房長官、内閣危機管理監というのがあるんだと。でも、そこで本当に全体の調整が十分できるのか。スタッフは何人ですか。たしか五十人ぐらいだと思ふんですけれども、そのぐらいの状況ではないだらうかというふうにございます。

これは総理も聞いていたんですが、危機管理全般について常に緊張感を持つて専門的に対応する政治家としての責任者、國務長官というのが私は必要じゃないか。官房長官は、総合調整するテーマは全部官房長官なんです。例えば男女共同参画型社会、どうやってつくるか、みんな官房長官なんです。常に危機管理に頭が行くわけじゃないんです。とすれば、そういう組織を真剣につくつていかなきゃいけないんじゃないか。

これは、私個人の意見では、例えば消防庁とかそういうものをあわせていったらいいと思ひます。内閣府の災害対策室とか今申し上げたような危機管理室とか、そういうものをあわせて組織をつくつていけばそんなに行革にも反しないわけですから。総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 緊急事態にいかにか的確に対応するかというのは政府の重大な責務だと私も考えております。その的確に対応するための組織としてどういふものがあるのかという御議論だと私

は思います。

現在も、官房長官は繁忙長官と言われるように、いろいろな問題に対応して、一つの危機だけには対応できないだろうという御指摘だと思いますが、常に官房長官も私も、あらゆる緊急事態には即座に対応できるような注意はかかる場合にも持つておかなきゃならないという意識で実際の日常の業務に当たっております。

しかしながら、あるべき組織としても考えているのではないかと御議論をいただいておりますので、今後政府としては、このような体制を構築する中で、中核をなす組織をどのように持つべきかということにつきましては、今御指摘の点も踏まえまして十分に今後検討してまいりたいと思っております。

○玄葉委員 次に、基本法のことですけれども、我々、基本法を提案させていただいたわけですが、それは最も大きな意味は、自民党がお招きをした参考人もこの場の参考人質疑でおっしゃっていましたが、憲法に緊急事態の規定がない、これはやはりいかなるものかということをおっしゃってました。我々もそういう観点が一つはあります。あるいは、実際に対処することになる各個別法の全体の境界整理とか整合性といいますが、そういうものも図っていく、そのためのまさに理念法としての基本法といふものをやはりつくるべきなんだろう、考えていくべきなんだろうというのが我々の主張でありますけれども、昨日の覚書等でも幾つか反映されているわけですが、総理としての基本法をつくるということに対してのお考えをお伺いしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 たいま玄葉議員が言われた基本法についての問題につきましては、これまで与党と民主党との間での協議でも非常に議論になった、また重点的に配慮がなされた問題であります。昨日の党首会談におきましてもこの問題についても話が出てきて、これについては政府としても真剣に検討していくということで、今私ども政府としてはつきり申し上げたいと思っております。

今まで、私はこれまで、国と国民の安全を確保するため、武力攻撃事態を初め、いかなる緊急事態にも的確に対応できる体制を構築することは政府の当然の責務であると考えてきたところであります。与党と民主党との間で検討がなされることとなったことは、私としては高く評価しております。今後、与党と民主党との間で緊急事態に係る基本的な法制について具体的な検討が進められる過程では、既存の法令との関係などの問題について国民にわかりやすい成果が上がるよう、十分な議論を尽くしていただきたいと思います。

緊急事態に係る基本的な法制が必要であるとの考え方は十分共有するものであり、今後政府としても、今回の合意にある必要な措置について真摯に検討してまいりたいと思っております。

○玄葉委員 次に、基本的な人権、これは民主党がとでも大切にしてきた主張であります。今回、我々の入念規定といいますが、念を入れる規定が修正案の中に入ったということでありますけれども、それについて、特に民主党の提案者の方から、今回の修正で基本的人権に関する規定がどのように盛り込まれて、それをどう評価するか、お伺いしたいと思います。

○平岡委員 民主党は結党以来、緊急事態に対する対処に当たっては民主的統制とそして基本的人権の確保ということが極めて重要である、そういう姿勢に立ってまいりました。今回の事態対処法に対する修正案、そして対案としての基本法案を提示するに当たっても、はるかに詳細に基本的人権に係る規定を盛り込んでおります。緊急時における人権保障というものを重視しているということとあります。

その理由は、委員も御案内のように、緊急事態においてはとくく人権侵害の危険性が生じやすい状況になっていくというふうなことで、緊急事態においてとすれば侵されるおそれの強いものについて、事態に応じた表現ぶりでの入念的にその保障をうたうとともに、権利の救済について必要な事項を明記するというところで、具体的には六項目

にわたって明記をしたところでございます。今回の与党三党そして民主党との修正協議の中で、今回の武力攻撃事態対処法の中に、憲法第十四条、法のもとの平等、第十八条、意に反する苦役の禁止、第十九条、思想及び良心の自由、そして第二十一条、表現の自由、その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならぬという規定を盛り込むことで合意をしたところでございます。さらに、それ以外の項目についても、民主党、六項目あったことを先ほど申し上げましたけれども、これから行われます国民保護法制で措置されるということが合意されているということとあります。

我々としては、これから行われる国民保護法制あるいは基本法の制定の中で必要な事項について十分に盛り込んでいくよう検討してまいりたいというふうな思っているところでございます。

○玄葉委員 修正案を提出された与党の委員にもお伺いしたいんですけれども、きのうの覚書の中で、武力攻撃事態対処法三、四項に、民主党が修正を求めている事項については国民保護法制で措置をする、こういうことを覚書で交わされたということでありまして、その事項というのは、これは民主党が要求していた六項目すべてというふうな理解してよろしいんですか。

○久間委員 民主党さんが書いてある項目ごとという意味ではございませぬけれども、民主党さんが求めておられました内容を国民保護法制をつくるときに検討したいという。特に、簡条書きされております五項、六項については、これは政府の方もこれまでの答弁で言っていますように、これらから先、国民保護法制をつくる際にどのような補償措置といいますが、そういうことについては、適切な補償をするためには法律が必要であるというふうなことを答弁しておられるわけでございますから、国民保護法制のときにそれらもあわせて措置したい、そういう意味であらうな書き方にしたわけでありまして。

○玄葉委員 あと、民主党の委員にもう一つお尋ねしたいんですけれども、我々が大事にしてきた国会のコントロール、民主的な統制は、今回の修正案でどのように措置されましたか。

○渡辺(周)委員 お答えいたします。国会の対処措置の終了できる旨でございますけれども、政府案では、対処措置につきまして、内閣総理大臣は、対処措置を執行する必要がなくなったと認めるときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならぬとあつたところでございます。この対処措置というのは、武力行使はもとより、その他の公権力の行使を含むわけでございまして、国民の権利義務に係ることも多いわけでありまして、私どもとしては、国会の議決を契機として対処基本方針を廃止させる、この旨を盛り込むように主張してまいりました。

今般の修正案におきまして、第九条四項に盛り込まれました。この点につきましては、与党協議で我々の主張が一〇〇%盛り込まれたというふうな判断をするところでございます。これによりまして、国会の議決によりまして内閣総理大臣が、対処基本方針の廃止について閣議の決定を求めることが義務づけられまして、対処基本方針を廃止する旨の閣議決定を経て廃止されることになる、国会での民主的統制が担保されたことと我々は評価しております。

以上です。

○玄葉委員 大急ぎになりますけれども、もう一つ、国会で担保していただきたいという意味で、与党の委員にお尋ねしたいんですが、先ほども、附則に、この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第十五条及び第十六条の規定は、「別に法律で定める日から施行する。」こういうふうにあるわけでありまして、別に法律で定める日というのはどういう日なのか。国民保護法制が整備、施行される日のものを指すのか、明確にしたいと思っております。

○久間委員 国民保護法制が一年以内に整備されるように、今度の附帯決議になっておりますが、

それとあわせて一日も早く十四条、十五条、十六条が施行されることが望ましいわけでありまして、一番早い国民保護法の整備とあわせてこれは施行される、そういうような気持ちで別に法律で定めるということにしたわけでありまして。

○玄葉委員 実はずいぶん、きのうの夜、急遽時間が五十分と倍になったと言われて、ミサイルディフェンスの話とか、つまり着上陸作戦よりも恐らく蓋然性が高いであろうと思われるミサイルディフェンスとか、原発テロだとか、サイバーテロの質問を用意してきましたが、時間が十分なくなってきました。

ただ、ミサイルディフェンスの問題は、これはうちの党の中にもいろいろ議論がございます。現時点では、パトリオットというミサイルは弾道ミサイルに対しては対応できない、PAC3という新しいミサイルはそれに対して対応できるミサイルなんだということでありまして、このPAC3の導入について防衛庁長官としてどういふふうにお考えになっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○石破国務大臣 これは、委員御案内のとおり、安全保障会議の議を経て決めるものでございまして。ただ、PAC3単体としてではなくて、全体のシステムとしてどう見るといふことだと思っております。

パトリオットPAC3というのは、御存じのとおり、低層のミサイルを迎撃する、低層から迎撃するものであります。ですから、中層で、イージス艦に積みましたミサイルで中層のものを迎撃する、それでも撃ち漏らしたものをPAC3で低層で迎撃する、そういうような仕組みというものは考えられるのだからというふうにお考えしております。

どうすれば我が国にとって最も効果的なミサイルディフェンスであるのか、そして、それが幾らかかるのか、法的な裏づけはどうなるのか、そういうことを総合的に判断することになります。PAC3というものも、全体的な中でどういふ

うに判断するかということだと思えます。PAC3の導入というものを排除することではなくて、そのことも念頭に置きながら、全体としてどういふことが一番望ましいかということが安全保障会議で判断されることになるというふうにお考えをいたしております。

○玄葉委員 もう時間がなくなりましたので、終わりますけれども、きょうの報道なんか読みますと、民主党も修正案で合意して、ある意味では与党と同等の責任を負うことになるのではないかと、こういう評価といたしますか報道があるわけでありまして、もとより、そもそも我々、そういう責任を負う立場で議論しているわけでありまして、これからの分といえますか、総理初め政府あるいは与党も十分耳をかしてもらって、よりよい案をつくるんだ、自分たちの案だけに固執しないという姿勢でぜひこれからも臨んでいただきたいということをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、工藤堅太郎君。

○工藤委員 自由党の工藤堅太郎でございます。総理が御出席をされて、恐らく当委員会最後の質疑ということになるかと思っておりますので、幾つかお聞かせをいただいておりますので、幾つかまず、国会承認、対処措置の国会決議による終了手続について、総理並びに修正案提出者にお伺いしてみたいと思っております。

日本国憲法の三大理念の一つであります国民主権が国権の最高機関であることは明らかであります。緊急事態、非常事態の際に、最高権力者、最高責任者による迅速な対応を行わなければならないというところは言うまでもございませぬ。よって、対処開始においての国会の関与は、できれば事前承認、緊急ならば事後になるのはある意味で当然でありますけれども、事態の成り行きに国会が関与することもまた当然である、このように思っております。よって、対処措置を国会

の決議により終了させることができるということが必要であると主張してきたわけでありまして、今回の修正点について総理及び提出者の御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○久間委員 今の議院内閣制では、国会がそのような終了の決議をする場合は、政府は当然のこととしてその前にもう終了する、そういう前提でございまして、政府原案には入っていないわけでありまして、

しかしながら、これまたやはり、国会の方がそういう決議をしたならばやめるのは当たり前じゃないか、そして現在の警察法にもそのような規定があつて、治安を守るために布告が出されてきたときに、国会が決議したらやめる、そういう規定も現にありますが、やはりそれに準じた形でこのような規定を入れることの方がよりはつきりするだろうということも修正を考えたわけでありまして。

○渡辺(周)委員 お答えをいたしますけれども、今般の与党との協議におきまして、私どもが主張してまいりました国会の関与、国権の最高機関である国会の関与ということがこのたびの修正条項の中に盛り込まれたということで、私どもとしましては、民主的統制が確保されるもの、いかなる事態においても、我が国における有事とされる事象においても、やはり国権の最高機関である国会の関与が認められたということで私どもは判断をし、またこの点につきましても国会が責任を負うという、大変崇高な使命を負ったものと確信をしております。

○小泉内閣総理大臣 今回の修正案につきましては、武力攻撃事態への対処に際しては、国民の理解と協力を得た上で対処措置を実施する必要がある、そのため国会の関与は極めて重要であるという観点から修正案が出されたものと承知しております。そういう意味におきまして、対処措置の終了についても国会の関与を認めるべきとの観点から政府案に対して修正が行われたと承知しておりますし、今後一層、国会と政府との関係が強化

されるものと私は認識しております。

○工藤委員 次に、基本法についてお伺いをしますが、日本国憲法には緊急事態に対する規定が申し上げるまでもなく欠落しております。その欠落部分を、私ども自由党では、基本法によって補うことを主張してまいりました。日本国憲法を補完するために基本法を規定するという考え方についてお考えをお聞かせください。

○小泉内閣総理大臣 基本法につきましては、今後、与党と民主党との間におきまして緊急事態に係る基本法について具体的な検討が進められる過程におきましては、既存の法令との関係などの問題について国民にわかりやすい成果が上がるよう、十分な議論を尽くしていただきたいと思います。

また、緊急事態に係る基本法が必要であるとの考え方は与党と民主党の間でも共有しておりますので、今後、政府としては、今回の合意にある必要な措置について真摯に検討してまいりたいと思っております。

○工藤委員 今の問題、提出者の方からも御答弁をお願いいたします。

○久間委員 今おっしゃられましたように、憲法は確かに緊急事態についての規定が我が国の場合にはございません。憲法調査会等でもいろいろ議論があつていようございまして、こういうのは憲法に盛り込むことも必要じゃないかという議論が非常に強くなってきております。

憲法にないのをどうするかでございましてけれども、今それぞれの法律で対応しているわけでありまして、そして、緊急事態といましてもいろいろ緊急事態がありますから、災害の場合もございまして武力攻撃の場合もございまして、それらを全部包括して一つの基本法にした方がいのかどうか、この辺も議論がいろいろ分かれるところでございます。

しかしながら、我が党の推薦人も、この間参考人も言っていましたように、何かやはり一つの基本的な考え方がしっかりしている方がいいとい

う、これも事実でございますので、これから先、今回のこの法案の審議を通して感じましたことを旨としながら、民主党さんを初めとしてまた各党とも協議しながら、こういう基本的な法制のあり方について私どもも真摯に検討していきたい、そして一つの結論を得るよう努力していきたい、そのように思っているところであります。

○平岡委員 民主党としては、御案内のように、今回も緊急事態に対処するための基本法というものを提出いたしました。その考え方は、先ほど来からありますように、憲法に緊急事態に関する明文の規定がないということで、基本法の立法の重要性ということを強く認識しているという結果でございます。

今回の修正協議の中でも、与党三党、そして民主党の菅代表との間で協議された中でも、小泉首相あるいは山崎幹事長からも、基本法の必要性については理解する、認識するというようなお話しもあつたように承っております。先ほどの小泉総理の答弁の中でも、基本法の制定に向けて前向きな答弁をいただいたというふうに理解しておりますけれども、民主党としては、こうした状況と経緯を踏まえて、基本法制に関する主張が政府・与党におかれても受け入れていただいたというふうに理解しております。これからこの基本法制の制定に向けてしっかりと議論してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○工藤委員 次に、官房長官、また提案者に質問させていただきますが、国民保護法制、基本的人権の保障についてでありますけれども、日本国憲法の三大理念の中でも一番重要なものは、基本的人権の保障であると思えます。国民主権や国際協調主義のために基本的人権がいろいろなくなった犠牲になったりするということがあつてはならないわけでありまして、基本的人権を保障することはすなわち憲法を守ることでもある、このように思うわけでありまして、そこでお伺いをしますけれども、基本的人権の保障ということについて修正案にどのように生かされているのかまた、

基本的人権に対する私どもも自由党の考え方についてのどのようなお考えをお持ちされるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○久間委員 基本的人権につきましては、我が国の憲法で保障されていることでありますし、また、今回の政府原案でも、それは三条四項に規定されておつたわけでありまして。

しかしながら、本委員会の質疑の中で、やはり武力攻撃事態等の場合にはこの基本的人権が平時の場合と比べて阻害されるおそれが非常に強いんじゃないかというふうなことから、そういう事態における基本的人権については最大限に配慮しなければならぬことを入念的に規定した方がいいんじゃないかという意見が非常に強うございまして、今回の修正の提案に至つた次第であります。

また、御党におきましても、憲法のこの基本的人権を保障するということについては、かねてから大変強い御関心を持っておられるという事は十分承知しております。

○平岡委員 先ほどもちよつと御答弁いたしましたけれども、民主党結党以来、緊急事態における法制のあり方として、民主的統制ということとそれから基本的人権の確保ということが極めて重要である、そういう立場に立つて今回の対案の提示であるいは修正案の中でも基本的人権のあり方について非常に詳細な規定を設けていただいております。これは、緊急事態においてはともすれば人権の侵害が起こりやすい、そういう事態を踏まえまして、事態に応じた表現ぶり、入念的に基本的人権の保護を行っていくという規定を設けていただいたところでございます。

今回の修正協議の結果として、特に侵害されやすい基本的人権の部分についての憲法の規定をさらに最大限尊重するという規定が設けられましたけれども、それ以外の項目も含めまして、国民保護法制の中できちつと措置していくという合意も成り立っているところでございますので、しっかりと、その立法過程の中でさらにきちつちりと規定

していきたいというふうに思っている次第でございます。

さらに、先ほど自由党の基本的人権の考え方というお話がございましたけれども、自由党の非常事態対処基本法案の中に、同じように基本的人権についての規定がございまして、基本的な考え方としては決して我々とは違っているとは思いませんけれども、我々の考え方としては、もっと具体的に規定することが適當ではないかというふうな考え方にも立っておりますので、これからの基本法制あるいは国民保護法制の中でしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○福田国務大臣 武力攻撃事態における基本的人権の尊重、これは本場に重要なことでございまして、政府の原案におきましても、そのようなことを規定し、また、そういうことでよいのではないかとという答弁もいたしてまいりましたけれども、今回、修正案におきまして、このことについて、さらに、基本的人権を尊重する、そういう理念が明確になったというふうに考えております。

また、基本的人権に対する自由党の考え方、これは今申し上げた考え方と同じものであるというように考えております。

○工藤委員 次に、官房長官並びに提案者にまたお伺いをいたしますが、非常事態に対処するための組織についてでございますが、非常事態に対処するわけですが、想定だにできない事態に対処するための組織についてはこれで十分だとは言えない、このように思うわけでありまして。危機管理庁構想であるとか、私も自由党ではインナーキャビネット構想などがありますが、そのねらいは、省庁間の縦割り行政を排除して迅速に対応できるということなわけでありまして。

非常事態に対処するための組織のあり方について、どのようにお考えになっておられますか。お聞かせを願います。

○久間委員 今、内閣に危機管理監がおられますけれども、危機管理監というのは独任官でありま

して、スタッフがおるとはいうものの、これは併任の形になっております。したがって、危機が起きたときに十分かといいますと、やや我々としても、もう少し充実を図つた方がいいんじゃないかとかねがね思っているところでもございまして。

しかしながら、どういう形の方がいいのか。というのは、緊急事態といつてもいろいろタイプがございますために、災害の場合もございまして、原子力災害等もございまして、事故等もございまして。あるいはテロ等もございまして。そういうことを考えますと、どういふものがあるのか。

民主党さんからは、最初、危機管理庁という形で、言うなれば米国のFEMAみたいな組織を念頭に置いて提案されておりました。しかしながら、アメリカにおけるFEMAを考へる場合、アメリカでもFEMAが果たして十分機能しているかどうかという問題がございまして、それよりもっと包括的な国家安全保障省みたいな形、そういうのが構想されて設置されたわけがございまして、我が国の場合も、これは真剣にまた検討しながら、どういふ形のものか検討していかなければならぬと思つて今回のような附則にしたわけがございまして。

というのは、一つは、我が国の場合、常設機関としてこれを置きますと、今、行政改革等が進められていくときに、果たしてそれがどの程度国民から受け入れられるかどうか、この辺も考えなきゃなりませんし、それともう一つは、現在の災害等を念頭に置いて考えますと、警察、消防あるいはまた地方自治体、それぞれがやっていることとの整合性を考えていかなければなりませんので、そういう意味では、これは私たちが前向きで、与党としても考えたいと思っておりますけれども、あのようなFEMAをそのまま持つてくるということではないのかどうか。やはりこれは国民世論を十分に背景にして考えていきたいと思つておりますけれども、これはひとつ前向きに、そういう危機管理の、今のような縦割りといいますか、そうい

う形でのこれについてはやはり少し問題があるんじゃないかなという気がいたしております。

情報の収集については、危機管理監のもとで収集できるという仕組みになっておりますけれども、実行部隊としての体制というのはどういった形が望ましいのか、あり方については検討していきたいと思っております。

○渡辺(国)委員 民主党では、基本法の中に危機管理庁というふうに明記をしまして、そして、地方にその事務所を置くということも法案の中に規定をしたわけでございます。

先ほども玄葉委員に申しまして申し上げましたけれども、いわゆる大きな国家的危機が起きた場合に設置されてきた、その都度設置される対策本部というもののやはり指摘される脆弱さは、機動性に欠ける面、あるいは連絡が、例えば情報が不都合を生じている。例えば、これは警察である、これは消防である、これは地方自治体、これは海上保安庁ではなくて、常日ごろから国家的な危機に耐え得る組織のあり方というものを我々は提唱してまいりました。

そして、できれば公共機関、ライフラインの復旧でありますとか確保でありますとか、あるいは将来的には民間のボランティアの育成も含めて、そうしたものを国家的危機に対応できるセンターとして考えてまいりたいなと。また、その精神、考え方につきましては、このたびの合意の中に盛り込まれましたので、今後、国民的な議論を起しながら考えてまいりたい、そのように考えております。

○福田国務大臣 国や国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態にどういうふうに対処するかというところがございます。そういう的確に迅速に対応するというような体制の構築ということは、国家として当然の責務でございます。

したがって、そういう体制を構築するためには、あらゆる観点から不断の検討を重ねていくという必要があると考えておまして、そういう検討の中で組織のあり方についても今後考えてまい

りたいと思っております。

○工藤委員 もう時間も大分なくなつてまいりましたので、最後の質問にいたしますが、安全保障の原理原則について伺います。

どのような事態が武力攻撃事態かを認定するのは多分に政策判断に負うところが多いだろう、このように思いますけれども、これに対して、どの程度まで反撃するのかということについてはあらかじめ決めておく必要があるのではないか、このように思うわけですが、このことについてお答えをいただきたいと思っております。

○中谷委員 せんだつても、アメリカのフロリダで、テロに対する訓練が我が国に行われておりましたけれども、やはり事前に準備をしておくということが肝要でありまして、政府も、意思決定をいかに迅速にするかということで、安全保障会議、またこの法案で設置をされました事態対処専門委員会等を設置して、平素から専門的に安全保障会議に助言できるような、そういう準備態勢を万全にとつておくということが肝要であると思っております。

○福田国務大臣 こういう緊急事態に、限られた時間の中で的確に重大なる判断をしていくということが求められ、そしてまた、その判断の上、措置の実施を迅速に行う、こういうことでございます。そういうような政府の意思決定については、安全保障会議の果たす役割が重要であると考えております。

法案におきましては、この安全保障会議の機能の強化を図っていくことを述べております。例えば、安全保障会議に内閣官房長官を長とする事態対処専門委員会を設置しまして、事態発生時に迅速かつ的確に対応できるように平素から専門的な検討を行って、安保会議への進言を行う、こういうふうになっていくわけでございます。

そういうふうには、法案によりまして、武力攻撃事態への対処に遺漏のない体制を整えられているものと考えておるところでございます。

○工藤委員 時間が参りましたので、質問を終わ

ります。

ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、木島日出夫君。  
○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。総理にお伺いをいたします。

武力攻撃事態法ができませんと、戦争遂行状態にある米軍に対する我が国の支援措置を可能にする法律、これは我が国は三つ持つことになりました。一九九五年五月に成立した周辺事態法、そして二〇〇一年十月に成立したテロ特措法、そして今度の武力攻撃事態法であります。

武力攻撃事態法における米軍に対する支援措置を発動できる条件についてお聞きをいたします。法案は、我が国に対する外部からの武力攻撃が予測される事態が、発動条件としては時間的に最も早いものになっております。予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態であります。

ここで言う「我が国」とは、安保条約第五条で「日本国の施政の下にある領域における、いずれも一方に対する武力攻撃」、こう規定しておりますように、日本国の領土、領空、領海だけに、武力攻撃事態法の「我が国」には限定がありません。昨年五月八日にこの委員会が私に質問したことに対して、福田官房長官の答弁以来、政府は一貫して、この「我が国」の中には公海上の我が国の船舶に対する組織的、計画的な武力の行使に当たるとして、総理に確認をします。総理もそういう解釈でよいのですか。総理に確認をします。

○小泉内閣総理大臣 今までの議論でもこの質問は出て、幾たびか政府も答弁していると思っております。我が国に対する武力攻撃とは、基本的に、我が国の領土、領海、領空に対する組織的、計画的な武力の行使を言うと考えております。また、公海上にある我が国の船舶に対するものは、状況によつては我が国に対する武力攻撃に該当し得ると考えることもできます。

特定の事例が我が国に対する武力攻撃に該当す

るかどうかにについては、個別の状況に応じて判断することとなりますが、いずれにしても、自衛隊による武力の行使は自衛権発動の三要件を満たした場合にはのみ可能であり、集団的自衛権等による武力行使の問題は生じないと考えております。

○木島委員 今までの政府答弁を踏襲されております。時間ありませんから、細かい論議はいたしません。状況によつては「我が国」に当たると、武力攻撃事態法の発動可能な、法律的にはなる。

そこで、総理に続いてお尋ねいたします。公海上の我が国の船舶に対する組織的、計画的な武力の行使に当たるとも状況においては含むという一貫した答弁であります。公海上に地理的限定はあるのでしょうか。総理。総理だけいいです。

○小泉内閣総理大臣 ありません。  
○木島委員 そうしますと、武力攻撃事態法を発動できる条件の中で、最も時間的に早く、かつ地理的に我が国領域から最も遠い場合はどういふ場合かと想定いたしますと、我が国領土から離れた公海上で行動する我が国船舶、自衛艦船に対して組織的、計画的な武力攻撃が予測される事態ということに法律上なります。これは政府に権限を与える大変大事な権限授与法でありますから、厳格に答弁を聞くわけであります。それで、総理、いいでしょうか。総理です。

○石破国務大臣 理屈からいえば、そういうことはあり得ることです。  
それは、だから、ここまで、あそこまでということとは区切りません。しかし、実際に、例えば南氷洋においてそういうことがあるのだろうか。そして、それが予測される、我が国に対して組織的、計画的な武力の行使が南氷洋において予測されるというのはい体どういふような事態なのだろうかというふうには思っております。

やはり、我々、法律を考えますときに……(木島委員「南氷洋なんて言っていないよ」と呼ぶ)



でありまして、状況によっては、この武力攻撃事態等と周辺事態等のこの法律が、両者が併存することはあり得ると私は考えます。

しかしながら、このいずれの法制に基づいて行われる今後の措置も憲法の範囲内で行われることは当然であると政府としては考えております。

○木島委員 私、そこに最大のごまかしがあると思うんですね。

先ほど言いましたよ。この国会で再々問題になりました予測事態と周辺事態との違い、一致点。重なり合う、併存、大體似た概念だ。だからこそ、周辺事態の場合にできることとできないことを政府なりに区別した。しかし、概念が違うという説明にもならぬ理屈だけで、その最大の、どこまで憲法九条との関係で支援ができるのかのところは今回答弁しない。先送りしているというのは、私は、ここに最大の政府のごまかしが潜んでいるということ指摘をしておきます。

最後に、民主党修正案提案者にお聞きします。五月九日、私は三つの問題点を挙げて、武力攻撃事態法案が我が国領域外でアメリカが行う戦争に我が国を全面的に参戦させる法律になるではないか、そういう危惧を指摘をいたしました。

一つは、周辺事態と武力攻撃事態と併存、重なり合う事態における米軍支援措置の問題であります。二つは、武力攻撃事態の「我が国」という言葉の定義による米軍支援措置の拡大の問題であります。三つは、アメリカ・ブッシュ政権の先制・単独武力攻撃戦略の発動に起因する武力攻撃予測事態の発動の問題であります。

そして、私の質問に対して、民主党の修正案でもこの危惧は一つ解消されていないではないかということ私が指摘しましたが、それに対して民主党提案者は、危惧を持っているということ、明らかにした上で、議論の中でしっかりと担保していきたいという答弁をされました。しかし、今回、政府・与党三党と民主党が一緒になってお出しになりました共同修正案、全部読みましたが、その中には、そしてこれまでの政府答弁の中にも、い

まだに何一つこの危惧を解消する担保はとれていない、入っていない。むしろ逆になっている。先日の筒井同僚委員の質問に対する政府答弁なんかまさに逆になっているということを私も痛切に感じたところでありました。

この問題、民主党の修正案提案者はどういう認識なのか、お聞きをいたします。

○前原委員 この間木島委員にも御答弁をいたしましたように、この武力攻撃事態対処法の問題と、また日米安保条約、それに基づく外交関係との問題を混同されているのではないかと、この問題を再三再四申し上げました。

ブッシュ・ドクトリンの先制攻撃戦略については我が党は危惧をしているということ、この間申し上げたとおりでございますけれども、この有事法制自体は、どのような原因に起因するものであれ、日本に予測事態あるいは武力攻撃事態が起きたときにはこれを、法律を適用するということを申し上げたわけでありまして、先ほどおっしゃった問題点というものは、まさにこの法律ではなくて、同盟関係をどう考えるか、それとまた、この間お答えをいたしましたのは、地位協定の改定案というものを我が党は出しておりますけれども、そういうことの中で解消していく問題だということに思っております。

そして、領域の問題、筒井議員が質問された領域の問題でありますけれども、私は、これはきのう石破防衛庁長官が答弁をされたことである程度の担保ができたというふうに思っております。法理念としては、日本の領土、領域、領空以外、あるいは公海上でもそういうことはあり得るけれども、そういうことはほぼ想定をされないというところ。それと同時に、法の理屈としてこれが適用されるにしても、次に、公海上であっても自衛権を発動しなさいいけないわけですね。自衛権発動の三要件の中で、それがまさに急迫不正の侵害となり得るのかどうかという判断が求められます。そしてまた、それについては当然ながら対処基本方針に盛り込んで、速やかにその対処基本方針を

国会承認しなければいけないというものになっているわけでありまして。

認定の話も、きのう桑原議員が、対処基本方針を閣議決定したときに初めて認定されるんだという答弁を引き出しておられます。そういう意味から、民主的統制は私はしっかりと生きていっていると思えます。それと同時に、我が党の修正案の中で、その認識も含めてしっかりと政府が出させるということの修正案というものを我々は得たというふうに思っておりますので、今の御指摘は当たらないと思えます。

○木島委員 時間ですから最後に意見だけ言っておきますが、答弁者は私が安保条約の解釈と武力攻撃事態法案の解釈を混同されているとおっしゃいましたが、私は混同しておりません。明確に概念を区分けして、安保論は安保論で論議したいんですが、時間がありませんから、武力攻撃事態法案の発動条件についてきちっと法的に質問をしてきたわけでありまして。

最後になりますが、この武力攻撃事態法案、有事関連三法案は、アメリカが行う戦争に、繰り返しますが、自衛隊が武力行使をもつて参戦することができ、地方自治体初め民間企業や国民を罰則で強制的に協力させる、まさに憲法違反の有事関連三法案でありますから、我が党は断固反対であります。特に、大事な部分が審議尽くされないので、本日、審議終結、採決を強行されようとしていることに対して断固抗議をして、私の質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、今川正美君。

きょうは締めくくり総括質疑ということでありまして、小泉総理に何点かについて御見解をお願いしたいと思います。

まず、お聞きをする前に、今回の有事関連三法案、ちょうど二年前ほど前に政府や与党の皆さんは、平時において冷静かつ慎重に審議をしたい、このようにおっしゃったんですね。ところが、年が明

けてみますと、イラク戦争とか、あるいは緊迫する朝鮮半島、こういったことを口実に法案成立を急ぐのは、明らかにこれは信義違反だと私は思うんですね。しかも、大事なことは、総理、この政府原案に対する修正の議論は、本来、この特別委員会で行うべきなんですね。ところが与党は、この委員会の外で民主党との政党間協議を行ったあげく、この合意された新たな修正案というのは、きょうこの場で、この委員会で示されたんですね。ほとんど議論のしようがない。こうした修正案の審議もほとんどできないようなやり方、これは議会制民主主義のルールを破るものであって、国権の最高機関たる国会の権威を著しく傷つけるものだ、そう言わざるを得ないんです。

さらに、民主党や自由党から提出をされているいわゆる基本法案をろくに審議もしないで、しかも、この締めくくり総括の前に本来ですと中央公聴会をきちんと開いてやっていくべきなのに、本日この場で採決をするというのは、全くこれは国民無視と言わざるを得ない。こういう審議のあり方というのを総理としてどう受けとめられますか。

○小泉内閣総理大臣 政治の要諦は、古今東西、治にいて乱を忘れずと言われております。平和なときに乱を忘れてはいけない。平和時に、本来、いざというときにどのような準備が必要かということを考えておくのは、どの国でもいつの時代でも変わらない政治の最も大事な点だと思えます。そういう意味において、私は、この有事関連法案というのはいざと早く日本国内においても整備されてしかるべき問題だと思っております。

しかしながら、今回、昨年この有事関連法案を国会に提出して、長時間にわたって御審議をいただいた。そして、この国会におきましても、各党の議論を重ね、与党と野党それぞれ、政府案、また、民主党におきましても対案を出してこられました。そういう中で、国会における、委員会における審議と、そして当然、政治家同士ですから、審議が終わってからのいろいろな煮詰める問題もある

でしょう、協議する問題もあるでしょう、幾たびか何時間も協議を重ねて合意を見た。その間、公聴会も参考人質疑も行われたと私は承知しております。いわば十分に時間をかけて議論して、いざというときに備える法案が今回、与野党の合意を見てこのような審議が行われていることは、私は、この法案にかかわった多くの方々、議員の努力のたまものでありまして、敬意を表しております。今言ったような、十分な審議が行われないうちか、あるいは、この法案に對しまして、早過ぎるのではないか、必要はないかという議論には私は賛成することはできないということをお伝えしたいと思ひます。

○今川委員 確かに法案が提出されてからは一年を経過しています。しかしながら、御存じのように、昨年の通常国会では、例の防衛庁のリスト問題とか、あるいは安倍官房副長官の発言にかかわる問題とか、いわゆる法案そのものにかかわる審議というのはまだ極めて不十分だ、私はその点だけははつきり申し上げておきたいと思ひます。さて、次にお尋ねをします。

今回の有事関連三法案は、戦後五十八年間、憲法が制定されて五十六年間の外交防衛政策の根本的な転換を図るものと私は認識しています。特に、アジア諸国への侵略と植民地支配という甚大な被害を与えたにもかかわらず、今日の日本がこれだけ豊かで平和な形であるのは、戦争放棄をうたう憲法と、加えて経済協力でアジア諸国のそれなりの信頼を得てきたからではないですか。

小泉総理、あなたは、かつて憲法前文と第九条の間にすき間があるとおっしゃった。改めて総理の憲法観をお伺いしたい。

有事法制推進論者の中には、憲法は占領下の米國による押しつけだったという考え方も確かにあります。しかし、実際は、この憲法の起草者の一人であるケイデイス証言をまつまでもなく、天皇制を維持するための、今は亡き昭和天皇の判断と発意によるものであったはずで、当時、幣原首相も枢密院でそのことを詳細に説明されており

ます。

総理に伺いたいのは、こういう戦争放棄という、戦後我が國の原点にかかわる憲法の制定をどのように受けとめておられるか、御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 それは、憲法の枠内でこの法律が制定されているという事は申すまでもございませぬが、憲法の解釈をめぐってさまざまな議論があるということは承知しております。憲法九条におきましても、これまで学者の中でも、自衛隊そのものが憲法違反であると言う学者もおられますし、我々はそういう立場をとっておりますが、いろいろな議論があります。

しかしながら、戦争放棄の条項があるといつても、この憲法において我が國固有の自衛権まで否定するものとは私は思っておりません。さまざま憲法における解釈は承知しておりますが、私は、今回の法案というのは憲法の枠内で制定されているものである。

そしてまた、憲法上のいささかの問題につきましてもこれまたいろいろな議論がありますが、憲法改正の問題におきましては、将来、また改正論者もおりますし憲法を護持しようという論者もおりますが、今後の課題であり、憲法改正論議というものは、どの議員でも活発に行われてしかるべき問題であると思っております。

○今川委員 私が申し上げたかったのは、我が國の今の憲法では、申し上げたように、戦争放棄をうたうこの今の憲法の枠内で戦争をやるなんという、これは子供だましにもならない。そうでしょう。

次のことを伺います。

有事法制を早く制定すべきだと言う人たちの中には、有事法制が今までなかったことの方がおかしいし、それは政治の怠慢だと言う人もおられます。しかし、この考え方は歴史を無視する議論だと思ふんでね。

自衛隊の前身たる警察予備隊は、御承知のように、まさしく朝鮮戦争を機に、米國による押しつ

けでありました。まさしく朝鮮戦争の落とし子でありました。この警察予備隊の創設にかかわったコワルスキー証言をまつまでもなく、自衛隊は憲法に反して誕生した。彼は著作の中で歴史の大ベテんとまで言っています。したがって、自衛隊という名の武装組織が戦力なき軍隊と呼ばれ、他國にはない厳しい法的制約が課されたのは当然であつたと思ひます。

だから、我が國の場合には、憲法にあえて國家緊急権を規定しなかつたり、有事法制をつくつてこなかつたというの、そういう歴史的背景があつたからではないのですか。小泉総理の御見解を伺います。

○小泉内閣総理大臣 それは、戦争をしないような状況にしたいというのはだれでも共通していると思ひます。

しかし、我が國にも戦争状態が起つた場合、あるいは我が國に戦闘をしかける國が起つた場合どう対処するかというのを考えるのは、政府としても私は当然の責務だと思っております。戦争放棄という憲法があるから我が國に侵略する國があつた場合に何も対処しなくていいのかというの、私は、かえつて無責任ではないかと思ひます。

これは、國民の安全を確保する、戦争状態をいかに避けるか、こういう点から考えても、日本において、いざ戦争をしかけようという國があつた場合に、相手國に對して、それは相當の犠牲が伴うな、日本國民は侵略勢力に對して強い抵抗の意思を示すんだという決意をあらわすために自衛隊は存在しているのであつて、そういう自衛隊すらも否定する、そんな準備をする必要はないということ、逆に、相手にいつでも日本は侵略できる、侵略すれば日本國民はすぐ手を上げる、降伏すると思はせることは、かえつて侵略の誘惑を与えるのではないか。

私は、いざ侵略を受けた場合には日本國民は強い決意を持ってそれに断固として戦う姿勢を見せることが、日本國民の安全を図る上においても大

事だということにおいて、今回の有事関連法案におきましては、日本としては、自衛隊の存在も憲法の範囲内である、また、いざそのような戦闘行為をしかける勢力があつた場合には断固として戦う、その準備を常に平時から考えるということ、政府として当然のことであり、その準備がようやくできた。また、与野党共通の土俵に立つて、これからは安全保障をいかに確保するかということについては与野党、野党問わず共有した認識を持つて対処していくことが大事だということの一つの合意ができたということは、大きな進歩であり、画期的なことだと思っております。

○今川委員 次に、総理に、いわゆる国連憲章と日米安保条約との關係について御見解を伺いたいと思ひますが、国連憲章は、御承知のとおり、国際紛争の解決原則を、平和的手段を基本にした集団的措置によるというふうにして行われているわけですね。

冷戦時代は、確かに安保理機能が麻痺してしまつた。しかし、つい先般のイラク戦争では、国連に對する評価がいろいろありますけれども、私は、予想以上に国連の安保理は機能した、そのように思っております。

国連憲章の第五十一条は、個別的及び集団的自衛権、いわゆる軍事同盟を認めてはいますけれども、これはあくまでも暫定的な規定なんです。一番今必要なことは、国連による集団的措置を有効なものにする、そういう体制をどうつくれるかということが一番肝要だと私は思っております。

ですから、国際紛争というのは、我が國に仮に武力攻撃があつたときのことも含めて、これは国際紛争ですよ、そういういろいろな形の国際紛争を解決する原則というのが冷戦時代はなかなかまならなかつたんだけど、冷戦が終わつた今こそ、そういう国連憲章が本来理想とした形のものをつくる、そのために、我が國が平和國家として、それこそ積極的に貢献をしているのかどうかということが問われているのじゃないですか。だから、日米安保条約も、第十条で、国連が措置を

講じるまでの間というふうに入らぬでいるはずです。

そういう意味合いにおいて、総理は、今度のイラク戦争においても国連中心主義と日米同盟というものを掲げられました。そういう意味で、国連憲章と日米安保条約、これに対して基本的な総理のお考えを聞かせてください。

○小泉内閣総理大臣 我が国の安全を確保する上において、私は、日米安保条約は極めて重要なものであると思っております。

国連憲章と日米安保条約について指摘されましたけれども、この国連憲章第五十一条にも書いてありますように、

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。

と、はっきり言っています。

この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければなりません。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

と規定しております。

また、日米安保条約におきましては、第五条において、

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理

事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

このように、日米安保条約第五条と国連憲章第五十一条、この問題については、私は、何ら矛盾するものではない。したがって、この国連の活動及び日米安全保障条約は、両方相まって、我が国の平和と安全の確保に寄与するものだと私は考えております。

○今川委員 もう時間が余りありませんので、今回の武力攻撃事態法案に関して、次の点をお尋ねしたいと思います。

一つは、事態の認定と、いわゆる日米が共同して戦う場合の指揮権の問題であります。

特に、北朝鮮の核開発問題に関して、総理も御存じだと思いますが、現在、米太平洋軍は、例の戦争計画五〇二七号の新しいバージョンを策定中であります。例えば、ブッシュ・ドクトリンに基づいて平壤もしくは寧辺の核関連施設を先制攻撃する。そうしたら、当然、北朝鮮の側の反撃は必ず至す。そうしたときに、米太平洋軍が、それこそ、直接今、我が国に武力攻撃があつていられるわけじゃないけれども、予測される事態だと判断をする。それは、在日米軍を介して日本に伝達をされ、この法案にも記載されているように、閣議でもって事態の認定を行う、こうなるわけですね。

ところが、問題なのは、あらゆるそうした情報を一番多く持っている米軍がそういう判断を下したときに、例えば、閣議であれ安全保障会議であれ、あるいはこの国会で、それは違うという反論、反証ができるでしょうか。実際にそういう事態が起つたときに、この国会で最終的には承認をしなければいけないけれども、ほとんど情報はないはずなんです。総理は常々主體的な判断ができるとおっしゃるけれども、これは、実態面に即すればできないと私は思います。

それともう一点、しかも、いざ日米が共同して戦うといった場合には、ワンコマンドの原則、つまり、事実上指揮権を握るのは米太平洋軍だ、

これははっきりしていますね。これは日米安保条約のもとで、行政協定の日米の非公式協議の中で、当時の吉田総理やあるいは岡崎外務大臣がはっきりとそう述べています。軍事上の常識ではありませんか。

そういう意味で、日本の主體的な判断とかが行動というのは、事実上不可能に近いと言わざるを得ないけれども、これも総理の御見解を聞かせてください。

○福田国務大臣 前提としてだと思えますけれども、米軍の先制攻撃、こういうふうにおっしゃったんですけれども、米軍は国際法上の権利及び義務に合致した行動をとるものというように考えておりますので、どういう状況を想定していらつしやるかはわかりませんが、そういう国際法上のことに沿つていないことをするはずはない、こういうふうに考えています。

いづれにしても、武力攻撃事態が発生する、そして認定をします。それは、国際情勢または相手国の意図ですね、軍事的行動等を総合的に勘案して、我が国自身の主體的な判断に基づいて行うもの、そういうことになっております。

また、米軍がすべての情報を掌握している、そういうようなこと。これは確かに、米軍からの情報提供は非常に有益なものであるというところは、そういうこともあり得ると思えますけれども、しかし、そういうことがあつたとしても、この武力攻撃事態の認定にかかわる我が国の判断というものは、これはあくまでも我が国が主體的に行うものでございます。

○鳩山委員長 今川委員、もう時間は過ぎております。

○今川委員 もう時間が終わつたようでありまして、最後に一言だけ。

いづれにしても、私たち社民党としては、戦後五十八年間積み上げてきた、日本の、我が国固有の平和外交、アジア諸国との信頼関係をこの上なく損なう、また平和憲法を破壊してしまうような、戦争をできる国へと転換するようなこの有

事関連三法案は即刻廃案にしたいと云うことを強く求めて、私の質問を終わります。

○鳩山委員長 これにて、たゞいま議題となつております各案及び各修正案中、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出の三法案に対する各修正案についての質疑は終局いたしました。

○鳩山委員長 これより内閣提出の各案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。田端正広君。

○田端委員 私は、自由民主党、公明党及び保守新党を代表して、議題となつております安保会議設置法の一部改正案、武力攻撃事態対処法案及び自衛隊法等の一部改正案並びにこれらに対する与党三党及び民主党提出の修正案について、賛成の立場から討論を行います。

我が国に対する外部からの武力攻撃を含め、国家の緊急事態に対処し得るよう必要な備えをしておくことは、独立国としての当然の重要な責務であります。とりわけ、武力攻撃に対処するための態勢の整備は、国家が自衛権を行使するという国家国民にとって最も重大な事態に備えるという意味で、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものであります。平時においてこそ整備しておくべきものであります。このような観点から、これらの法案は、今日の我が国にとってぜひとも必要なものであります。

まず、安保会議設置法の一部改正案については、事態に際しての安保会議の機動的な運営を図るため、議員の構成を見直すとともに、安保会議のもとに事態対処専門委員会を置くなど、事態対処における政府の対処態勢を強化する上で重要な改正であると考えております。

次に、武力攻撃事態対処法案は、武力攻撃事態

への対処に対する基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであります。この法案は、まさに、国家の緊急事態への対処態勢を確立するためのかなめとなる法案であると考えております。

また、自衛隊法等の一部改正案は、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、所要の規定を設けるものであります。武力攻撃事態における自衛隊の活動を円滑に行うことができるようにするための態勢を平時から整備しておくことは、我が国の平和と独立を確保するために不可欠であります。かかる法案は、当然、必要なものであります。

本日、これらの政府提出の三法案に対するこれまでの審議を踏まえ、与党三党及び民主党は修正案を提出いたしました。すなわち、事態の定義をわかりやすいものにするともに、テロ、武装不審船等の新たな脅威に対する政府の施策を具体的に明示し、国民保護法制整備本部を設置する旨の規定を盛り込んだほか、基本的人権の保障を含む基本理念の規定や対処措置に関する国会の関与の充実を図っております。また、事態対処法制の速やかな整備や、緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織のあり方等についての検討を規定するなどの修正を盛り込むことといたしました。この修正案は、政府案の基本的な考え方と枠組みを維持しつつ、国民の一層の理解と支持を得ていくという観点から必要なものと考えます。

国家の緊急事態に対する態勢の整備は、一時たりともおろそかにすることができません。政府に対し、法案成立後、広く国民の意見を聞き、国民の保護のための法制を初めとする事態対処法制の迅速な整備に向けより一層力を入れることを要請し、政府提出法案並びに与党三党及び民主党提出の修正案に対する与党三党を代表しての賛成討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 次に、大谷信盛君。

○大谷委員 民主党の大谷信盛でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。民主党が自由民主党、公明党、保守新党の与党三党と共同提案した武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案に賛成の立場から討論を行います。

民主党は、結党以来、緊急事態に際する対処に当たって、民主的統制と基本的人権を確保しつつ、国民の生命、身体、財産を守るために、緊急事態法制の整備が必要との観点に立つて検討を積み重ねてまいりました。政府原案及び与党修正案は、武力事態法案の中に理念、個別手続、プログラム規定が混在し、制度設計に問題があったことから、政府・与党案への対案として緊急事態基本法案と武力事態法案への修正案を提出し、誠実かつ真摯に国会審議に臨んでまいりました。

与党との修正協議において、基本的人権の尊重、国会の議決による対処措置の終了、国民への情報提供、国民保護法制整備までの一部措置の施行凍結、事態の認定の前提となった事実の明記など、政府・与党案の不備であった諸点について、民主党の主張を反映させる大幅な修正を引き出しました。また、危機管理庁を含む組織のあり方の検討について附則に書き込むとともに、国民保護法制の制定期限の短縮並びに指定公共機関について附帯決議を付すことになりました。さらに、緊急事態基本法について、四党間で引き続き真摯に検討して速やかに必要な措置をとるとともに、民主党が修正を求めてきた基本的人権の明記について、国民保護法制で措置することと覚書を交わすことができました。

私たちは、修正協議を通じ、多くの国民の理解を得られる内容の修正案をまとめることができたものと自負しております。今後、国民保護法制、基本法の制定など、我が国の緊急事態に際して適切かつ効果的な対処ができることとなるよう必要な法制、態勢の整備に全力で取り組んでいくことをここに確認して、賛成討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 私は、自由党を代表して、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び自衛官の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及びこれらに対する修正案に対し、賛成の立場から討論を行います。

国民の生命、財産、自由、人権、文化を守り、国民生活の安定と向上を図ることは、国家の最大の責務であります。日本国の危機はすなわち国民の危機であり、武力攻撃、テロ、自然災害等の非常事態が起これば、国家の存亡にかかわる事態が生じたときには、政府はすべてに優先して国民の生命財産等を守らなければなりません。

これに対し、政府提出の三法案は、いわゆる武力攻撃事態を想定しているにすぎず、より緊急性の高い大規模なテロ、事故、自然災害等に対処できない上、自衛隊出動の前提となる安全保障の原則が全く抜け落ちておりました。しかし、民主党が与党と修正協議を行った結果、結果として、国会の議決により事態対処措置が終了することとしたこと、また、非常事態への対処組織について根本的に検討していく方向が示されたこと、そして、基本法案の必要性と国民保護法制の早期整備について合意が図られたことなど、自由党のかねてよりの主張が取り入れられており、私どもは、政府提出三法案及び修正案に賛成をいたします。

なお、安全保障の原則とそれに基づく自衛隊の行動原則、また、武力攻撃、テロ、自然災害等の非常事態に際し、迅速、安全、確実に国民の生命、財産、基本的人権を守る原則と制度を確立することが急務であることを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。私は、日本共産党を代表し、有事関連三法案並びに与党三党・民主党提出の修正案に対し、反対の討論を行います。

本法案は、日本の平和と安全、憲法の平和原則にかかわる極めて重大な法案であります。昨夜、与党と民主党で修正合意したことによって、本委員会での審議を直ちに打ち切り、採決を強行するなどというのは、断じて許されません。修正案は、今提案されたばかりであります。法案の根本問題でさまざまな疑問が残されています。慎重審議、徹底審議を貫くのが国民の負託を受けた国会の当然の責務ではありませんか。にもかかわらず、公聴会の開催も拒否し、採決を強行するなどというのは、議会制民主主義をじゅうりんし、当委員会の責務を放棄するものにはかなりませぬ。強く抗議するものであります。

反対理由の第一は、本法案が、政府の言うような日本が攻められたときへの備えではなく、自衛隊による海外での武力行使に道を開く法案だということです。政府は、法案の定める「我が国」に、我が国の領域外で米軍支援を行う自衛隊の艦船や航空機も含まれることを認めました。これは重大であります。

有事法制が発動されれば、海外に展開する自衛隊への攻撃が予測されるおそれがあるとして、その場に踏みとどまって対米支援を続け、攻撃を受ければ応戦することも可能になるものであります。戦闘地域では活動しない、危険になれば活動を中断するという、周辺事態法やテロ特措法に盛り込まれていた政府なりの制約さえも踏み越え、まさに自衛隊による海外での武力行使に道を開くものと言わざるを得ません。

第二は、アメリカの先制攻撃、単独の武力行使によって引き起こされる事態であっても発動可能な法案だということです。アメリカのブッシュ政権は、昨年九月一日に発表した国家安全保障戦略の中で、いわゆる先制ドクトリンを打ち出し、国際社会の圧倒的な反対にもかかわらず、イラクに対する国連憲章違反の先制攻撃としてそれを実行

に移しました。

石破防衛庁長官は、アメリカの先制攻撃によつて引き起こされる事態であつてもこの法律が発動できないわけではないと答弁したのであります。アメリカの先制攻撃にさえ連動するというこの法案の持つ危険性は、いよいよ明らかです。

第三は、こうしたアメリカの無法な戦争に、国民を罰則つきで強制的に動員する法案だということです。有事法制が発動されれば、国民は、土地や家屋を差し出し、医療、輸送、建築、土木など国民生活のあらゆる分野で協力を強制されることになり、国民、民間、地方自治体にどのような支援が求められるのか、政府は一切明らかにせず、ただ、今後検討するの一言であります。にもかかわらず、首相に強大な権限を与える仕組みだけは導入し、しかも国民を罰則つきで協力させるなどというのは、まさに国民と国会を愚弄するものにほかなりません。

与党三党・民主の修正案は、こうした法案の持つ中心的な骨格、危険な本質を何ら変更するものにはなっておりません。基本的な人権の尊重を明記したと言いますが、あらゆる分野で国民の自由と権利を制限し、強制的に罰則つきで無法な戦争に……

○鳩山委員長 赤嶺委員、時間をお守りください。

○赤嶺委員 駆り立てるといふ法案の体系は何ら変わっていないのであります。だからこそ今も、陸海空労組や市民団体を初め多くの国民が反対し、日本弁護士連合会やマスコミ団体が反対声明を出し、自治体関係者から重大な懸念と不安が出されているのであります。国民の不安と懸念は何ら解消されていません。国民の声を聞き、審議を続けるべきであります。

我が党は、憲法の平和原則をじゅうりんし、アメリカの戦争に国民を強制動員する有事法制の廃案のため最後まで全力を尽くすことを表明して、討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の武力攻撃事態法案、自衛隊法修正案、安全保障会議設置法改正案の有事関連三法案、与党三党及び民主党による修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、反対討論を行うに当たつて、私は強く強調しておきたいことがあります。それは、いわゆる有事法制の必要性の可否についてであります。この点については、私はその必要性を認めません。東西冷戦が終わり、日本が他国の正規軍による直接侵略を受けるおそれはなくなりました。グローバル化が進み、相互依存が深まっている世界では、国家間の正規戦争が起こる可能性はかつてなく小さくなつています。冷戦下で旧ソ連軍による着上陸型侵略からの防衛を前提に検討されてきた有事法制論議の延長線上で提案されている本法案は、その前提として時代認識が全く誤つていと申さざるを得ません。万が一防衛出動があつた場合の自衛隊の任務遂行については、現行自衛隊法の規定で対処が可能であり、あえて新たな法整備を急ぐ必要は全くありません。

北朝鮮の核問題や拉致問題等は、あくまで外交で解決すべき課題であり、警察や国境警備、国際的核不拡散体制の問題であります。これを防衛力の整備や有事法制の論議に結びつけることは、全くの詭弁であり、認めるわけにはまいりません。そもそも、本法案で言う武力攻撃事態とされるものの定義はいまいであります。拡大解釈される可能性が強く危惧されており、現に、武力攻撃を受けた場合だけでなく、武力攻撃のおそれのある場合、武力攻撃が予測されるに至つた事態から武力攻撃事態と認定され、自衛隊の活動が始まりますが、この基準は全く不明朗であり、政府の恣意的な解釈に任されるのであります。日本が直接侵略を受けるといった事態とはほど遠い状況から武力攻撃事態と認定され、むしろ軍事的緊張を招き寄せる、あるいは、実際には日本の安全とかわりない米国の軍事行動に追従し、その兵士を支える法的基盤として機能していく、こうし

たおそれの方がはるかに強いのであります。修正案は、これを武力攻撃事態と武力攻撃予測事態とに分けて整理したものの、原案に対する疑問を何ら解決、解消するものではありません。

自衛隊の行動に関する法規制を大幅に外す一方、国民に戦争協力を義務づけ、基本的人権を制限する。地方分権に逆行し、自治体の主体性を奪う。いかに有事への備えを理由にしても、日本国憲法の根本理念をこのように大きく突き崩すことは許されることではありません。有事法制は、戦争を否定した日本の法体系に戦時体制を持ち込み、基本的人権の尊重や国民主権の理念をもじゅりんとする憲法破壊法と言わざるを得ないのであります。

有事法制の制定は、自衛隊の発足、日米安保条約、新ガイドライン関連法と続いてきた日本の再軍備過程を完成させ、改憲なき憲法停止状況をつくり出すものであり、党として強く反対するものであります。

なお、与党と民主党による修正協議によつてもこうした法案の本質は何ら変わりませんでした。そもそも、立法を必要とする客観的事実が存在せず、有事法制自身が不要であるという立場から、社民党としては、修正案についても反対するものであります。

世界は、紆余曲折を経ながら、軍事バランスによる安定から、人間の安全保障などの発想を中心に据えた、総合的な安全保障体制の構築に向けて進んでいます。悲惨な沖縄戦の経験や、広島、長崎の被爆体験を持ち、世界に誇るべき平和憲法を持つ日本こそが、その先頭に立ち、軍事力への依存を断ち切るための勇気ある道を歩むべきであることを心から訴え、有事関連法案に反対する討論を終わります。(拍手)

○鳩山委員長 これにて討論は終局いたしました。○鳩山委員長 これより採決に入りますが、本日の理事会で全理事の合意のもとに本日の採決の日

程が組まれておりますので、採決の強行という表現は私には納得できません。

これより採決に入ります。安全保障会議設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、久間章生君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、久間章生君外九名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳩山委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、久間章生君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、たゞいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鳩山委員長 この際、たゞいま議決いたしました各案に対し、久間章生君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺周君。○渡辺(周)委員 たゞいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表しまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、標記の三法の施行に当たつて次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 指定公共機関の指定に当たつては、報道・表現の自由を侵すようなことがあつてはならないこと。  
二 国民の保護のための法制の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施すること。

以上であります。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。  
○鳩山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鳩山委員長 起立多数。よって、各案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、たゞいまの附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。福田内閣官房長官。

○福田内閣官房長官 たゞいま御決議のありましたいゆる武力攻撃事態対処関連三法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。(拍手)

○鳩山委員長 お諮りいたします。

たゞいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鳩山委員長 本日は、これにて散会いたします。  
午後三時一分散会

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案  
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。  
目次中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に、「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。  
第一条中「武力攻撃事態への対処について」を

「武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ)への対処について」に、「武力攻撃事態への対処の」を「武力攻撃事態等への対処の」に、「併せて武力攻撃事態」を「併せて武力攻撃事態等」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態をいう。

第二条第六号イ中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、「終結させるために」の下に「その推移に応じて」を加え、同号ロ中「する」の下に「武力攻撃事態等の推移に応じて」を加え、同号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至つていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態をいう。

第三条の見出し中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第一項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第二項中「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態」を「武力攻撃予測事態」に改め、同条第三項中「武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃」を「武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備える」とともに、武力攻撃が発生した場合には、これに、「この場合において」を「ただし、武力攻撃が発生した場合においてこれを排除するに当たつては」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態への」を「武力攻撃事態等への」に、「場合は」を「場合にあつても」に、「武力攻撃事態」を「当該武力攻撃事態等」に、「であり」を「に限られ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

第三条第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

事等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

第四条から第七条までの規定中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

第九条第一項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第二項第一号中「の認定」を「であること又は武力攻撃予測事態であること」の認定及び当該認定の前提となつた事実」に改め、同項第二号中「武力攻撃事態」を「当該武力攻撃事態等」に改め、同条第三項及び第四項中「対処基本方針」を「武力攻撃事態においては、対処基本方針」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「認めるとき」の下に「又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五項から第八項まで及び第十項」を「第六項から第九項まで及び第十項」に、「第九項」を「第十項」に、「第六項、第八項及び第十項」を「第七項、第九項及び第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

以上で趣旨の説明は終わりました。

一 防衛庁長官が自衛隊法第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十条第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十五条の四第一項又は第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認  
第十条第一項中「武力攻撃事態対策本部」を「武力攻撃事態等対策本部」に改める。  
第十一条第一項中「武力攻撃事態対策本部長」を「武力攻撃事態等対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態対策副本部長」を「武力攻撃事態等対策副本部長」に、「武力攻撃事態対策副本員」を「武力攻撃事態等対策副本員」に改める。

第十三条第一項中「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ」に改める。  
第三章の章名を次のように改める。  
第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備  
第二十一条第一項及び第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。  
第二十二条第二号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第十号 平成十五年五月十四日

第二十三条第一項中「かつ計画的に」を「計画的かつ速やかに」に改め、同条第二項を削る。  
第二十四条中「我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ」を削り、「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に、「への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずる」を「迅速かつ的確に対処する」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。  
一 情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実  
二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備  
三 警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化  
第二十四条を第二十五条とし、第三章中第二十三条の次に次の一条を加える。  
(国民保護法制整備本部)  
第二十四条 事態対処法制のうち第二十一条に規定する措置に係る法制（次項において「国民の保護のための法制」という。）に関し広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部（以下この条において「整備本部」という。）を置く。

2 整備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 国民の保護のための法制の整備に関する総合調整に関すること。  
二 国民の保護のための法制の整備のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。  
三 国民の保護のための法制の整備に関する地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。  
3 整備本部は、国民保護法制整備本部長及び国民保護法制整備本部員をもって組織する。  
4 整備本部長は、国民保護法制整備本部長（次項及び第七項において「整備本部長」という。）

とし、内閣官房長官をもって充てる。  
5 整備本部長は、整備本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。  
6 整備本部に、国民保護法制整備本部員（次項において「整備本部員」という。）を置く。  
7 整備本部員は、整備本部長以外のすべての國務大臣（内閣総理大臣を除く。）をもって充てる。  
8 整備本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。  
9 整備本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。  
10 この法律に定めるもののほか、整備本部に關し必要な事項は、政令で定める。  
附則に次のただし書を加える。  
ただし、第十四条から第十六条までの規定は、別に法律で定める日から施行する。  
附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする。

2 政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする。

2 政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする。





平成十五年五月二十日印刷

平成十五年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F